

第11回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 平成30年11月15日(木)

場所 市役所4階 401大集会室

議事日程

- 議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について
(申請件数 1件)
- 議案第2号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨
の証明願について (申請件数 4件)
- 議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について
(申請件数 1件)
- 報告第1号 農地法第4条の規定に係る会長専決処理について
(申請件数 1件)
- 報告第2号 農地法第5条の規定に係る会長専決処理について
(申請件数 4件)

応召委員(11名)

1番	川島 修	2番	内野 晴夫
4番	石川 裕一	5番	伊東 誠司
6番	榎本 英雄	8番	安彦 祥子
9番	高橋 文雄	10番	大口 貴司
11番	朝倉 庄吉郎	12番	奥住 雄一
13番	田代 敏夫		

不応対委員(2名)

3番	藤野 政彦	7番	荒幡 善政
----	-------	----	-------

職務のために出席
した者(事務局)

事務局長	古川 敦司
事務局次長	本木 豊
事務局書記	進藤 博

午後3時54分開会

議長
(田代 敏夫君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、
誠にありがとうございます。

これより第11回農業委員会総会を開催いたします。本
日の出席委員は11名であります。武蔵村山市農業委員会

総会に関する規則第6条に基づく定足数に達しておりますので、本総会は有効に成立いたします。

それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

委 員

異議なし。

議 長
(田代 敏夫君)

異議なしと認め、5番伊東誠司委員、10番大口貴司委員以上2名の方をお願いいたします。

それでは議案第1号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」1件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(本木 豊君)

それでは、ご説明いたします。

相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて1件の申請がございました。

相続人及び被相続人の住所、氏名、土地の所在、地積は記載のとおりで地目は畑になります。

理由は、平成30年3月29日申請人の夫の死亡による相続であります。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続人であることを求める証明でございます。

なお、本申請に際しまして田代委員による相続納税猶予制度に関する調査報告書が添付され、相続人が適格者であり、また特例適用農地の要件が具備されている旨の報告がされております。

以上でございます。

議 長
(田代 敏夫君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきまして、先ほど土地利用部会を開催し協議しております。その結果を榎本部長に報告してもらいます。

それでは榎本部長、よろしくをお願いいたします。

6 番
(榎本 英雄君)

本日、午後2時から土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い協議した結果を報告いたします。

議案第1号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」1件ございます。

申請地の農地でございますが、植木の苗木及び芝が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第1号につきましては証明書の発行はよろしいかと思えます。

議 長
(田代 敏夫君)

報告は終わりました。御意見等ございましたら伺います。なお、本件につきまして申請人が私の家にきまして話を伺い、現地調査を行いました。植木の枝が多少伸びておりましたが問題はございませんでした。他にございませんか。

委 員

なし。

議 長
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、議案第1号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」は承認したいと思います。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(田代 敏夫君)

ありがとうございます。異議ないようですので議案第1号につきましては、承認することといたします。

次に議案第2号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」4件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(本木 豊君)

それでは御説明いたします。

議案第2号引き続き農業経営を行っている旨の証明について、4件ございます。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明であります。

1件目 相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりで、地目はいずれも畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成9年3月13日に相続し、前回調査は、平成27年12月15日になります。

2件目 相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりで、地目は畑及び山林でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成27年3月18日に相続し、前回調査は、平成27年11月16日になります。

3件目 相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりで、地目はいずれも畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成27年3月18日に相続し、前回調査は、平成27年11月16日になります。

4件目 相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりで、地目はいずれも畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成27年11月16日に相続し、前回調査は、平成27年11月16日になります。

以上でございます。

議長
(田代 敏夫君)

ただ今事務局より説明がありましたが、本件につきまして、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を榎本部長に報告していただきます。

それでは榎本部長、よろしく願いいたします。

6番
(榎本 英雄君)

本日、午後2時から土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い協議した結果を報告いたします。

議案第2号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」4件あります。

申請番号1番の申請地の農地でございますが、ハウレン草、白菜等が栽培されておりました。現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、カリフラワー、ブロッコリー、大根、白菜等が栽培されておりました。現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号3番の申請地の農地でございますが、里芋、ネギ、白菜等が栽培されており一部準備中でした。現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号4番の農地でございますが、白菜、豆等が栽培されておりました。現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第2号につきましては証明書の発

<p>議 長 (田代 敏夫君)</p>	<p>行はよろしいかと思えます。</p> <p>報告は終わりました。御意見等ございましたら伺います。</p> <p>はい、川島委員</p>
<p>1 番 (川島 修君)</p>	<p>1 番から 4 番申請地ですが、現地を確認しております。現地は、適正に管理しており問題はありません。</p>
<p>議 長 (田代 敏夫君)</p>	<p>他に御異議等ございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>なし。</p>
<p>議 長 (田代 敏夫君)</p>	<p>御意見等ないようですので、議案第 2 号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は証明書の発行をしたいと思います。御異議等ございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>議 長 (田代 敏夫君)</p>	<p>ありがとうございます。異議ないようですので議案第 2 号につきましては、証明書を発行いたします。</p> <p>次に議案第 3 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」 1 件あります。</p> <p>事務局より説明いたさせます。</p>
<p>事 務 局 (本木 豊君)</p>	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>議案第 3 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」 1 件ございます。</p> <p>申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。</p> <p>理由は、平成 3 0 年 3 月 2 0 日、申請人の父の死亡により、生産緑地法第 1 0 条の規定に基づき、市長に対し当該生産緑地の買取りを申し出るためのものがございます。</p> <p>以上でございます。</p>

議 長
(田代 敏夫君)

ただ今事務局より説明がありましたが、本件につきまして、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を榎本部長に報告していただきます。

それでは榎本部長、よろしく願いいたします。

6 番
(榎本 英雄君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い協議した結果を報告いたします。

議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」1件ございます。

申請地の農地でございますが、人参、ネギ、大根等が栽培されており、一部は作付け準備中でした。現地は適正に管理されており問題はございませんでした。以上の事から、議案第3号につきましては、証明書の発行はよろしいかと思われま

議 長
(田代 敏夫君)

報告は終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、川島委員

1 番
(川島 修君)

申請地につきまして現地を確認しております。

議 長
(田代 敏夫君)

他に御意見等ございませんか。

委 員

なし

議 長
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」は、証明書を発行したいと思えます。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし

議 長
(田代 敏夫君)

異議ないようですので議案第3号につきましては証明書を発行することとします。

次に報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」1件あります。事務局より説明いたさせます。

事務局
(本木 豊君)

それでは御説明いたします。

報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決について」
1件ございます。

本件は、農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届け出で
あります。

申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載の
とおりでございます。地目はいずれも畑でございます。

転用目的は、宅地の拡張でございます。

以上でございます。

議長
(田代 敏夫君)

報告は終わりました。御意見等ございましたら伺いま
す。はい、高橋委員

9番
(高橋 文雄君)

届出地ですが現地を確認しております。

議長
(田代 敏夫君)

他に御意見等ございませぬか。

委員

なし

議長
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、報告第1号「農地法第4条の規
定に係る会長専決について」は終了いたします。

次に報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理に
ついて」4件あります。事務局より説明いたさせます。

事務局
(本木 豊君)

それでは御説明いたします。

報告第1号「農地法第5条の規定に係る会長専決について」
4件ございます。

本件は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届け出で
あります。

譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞ
れ記載のとおりでございます。地目はいずれも畑でございます。

転用目的は、1番、3番、4番が一般住宅、2番が分譲住宅
でございます。

以上でございます。

議 長
(田代 敏夫君)

報告は終わりました。御意見等ございましたら伺います。はい、川島委員

1 番
(川島 修君)

1 番、4 番の届出ですが現地を確認しております。

議 長
(田代 敏夫君)

他に御意見等ございませんか。

委 員

なし

議 長
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、報告第 1 号「農地法第 5 条の規定に係る会長専決について」は終了いたします。

以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。これもちまして第 11 回総会を終了いたします。大変ご苦勞様でした。

午後 4 時 9 分閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

平成 30 年 11 月 15 日

会 長 田 代 敏 夫 ⑩

署名委員 伊 東 誠 司 ⑩

署名委員 大 口 貴 司 ⑩